

# 行田市県産木材活用促進支援事業補助金のご案内

市内において、埼玉県産木材を使用して住宅等を建築・リフォームされる方または木塀等を設置される方に補助金を交付します。

## 補助対象者

- 行田市に在住の方または行田市内に事業所を有する方
- 建築工事等を行う住宅等の所有している方
- 市税等の滞納がない方

## 補助対象工事

- 住居部分及びその住宅に附帯する施設、店舗、倉庫等に関する新築、増築、改装工事  
または木塀等（ウッドデッキ含む）の設置工事
- 令和6年4月1日以後に着工し、令和7年3月31日までに完了した工事

## 補助金額

使用した県産木材の購入額（消費税および地方消費税の額を除く）の2分の1（1,000円未満切り捨て）上限20万円  
（行田木材組合加入業者から県産木材が納入される場合は30万円）

## 提出書類

- ① 県産木材活用促進支援事業費補助金交付申請書兼請求書
- ② さいたま県産木材認証センターが発行する「県産木材販売伝票」の写し
- ③ 県産木材の使用量・使用箇所を明らかにした書類（県産木材使用内容内訳書）
- ④ 領収書の写し
- ⑤ 当該補助事業実施前後の写真
- ⑥ 建築基準法第7条に基づく検査済証の写し（建築確認申請が必要な建築に限る。）

※申請に必要な書類は、農政課で配布しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。

## 申込期限

工事が完了した日の属する年度の末日まで

## 提出先

行田市役所 農政課（郵送でも受け付けています）

## その他

- 工事が完了し、支払い後に申請してください。
- 予算の範囲内での補助となりますので、年度途中で終了する場合があります。
- 市が実施している住宅改修資金補助制度との併用ができます。

問い合わせ先 行田市役所農政課 TEL：580-3013